

取扱注意

令和7年12月21日執行
竹原市長選挙

不在者投票事務のしおり

- ・指定定病院
- ・指定老人ホーム
- ・指定身体障害者支援施設
- ・指定保護施設
- ・指定原子爆弾被爆者養護ホーム

竹原市選挙管理委員会

不在者投票事務資料

1 選挙権

今回の選挙人名簿の登録基準日は令和7年12月13日です。したがって、今回の選挙人名簿の登録要件は、次のとおりです。

(1) 年齢要件

平成19年12月22日以前に生まれた者。

(2) 住所要件

令和7年9月13日までに住民票が作成され、又は転入届をした者で、引き続き3ヶ月以上竹原市の住民基本台帳に記載されている者。

ただし、市外に転出した者は今回の選挙で投票することはできません。

2 指定病院・指定施設等一覧（市内・近隣）

施設等の名称	所在地
竹原病院	竹原市下野町 650
安田病院	竹原市下野町 3136
介護老人保健施設まお	竹原市下野町 3126-1
安田介護医療院	竹原市下野町 3136
竹原むつみ老人保健施設	竹原市下野町 650
老人保健施設ゆさか	竹原市西野町 184
馬場病院	竹原市下野町 1744
竹原市黒滝ホーム	竹原市忠海中町三丁目 13-1
コーポまとば	竹原市港町四丁目 5-1
瀬戸内園	竹原市港町四丁目 5-1
宗越園	竹原市吉名町 793
ケアハウス宗越苑	竹原市吉名町 793
リブウェル聖恵	竹原市忠海中町三丁目 16-1
ハートフル竹原中央	竹原市中央三丁目 10-14
呉共済病院忠海分院	竹原市忠海中町二丁目 2-45
広島県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津 4388

不在者投票に関する問い合わせ 竹原市選挙管理委員会事務局 ☎0846-22-7764

目 次

1 不在者投票制度	1
2 不在者投票指定施設	1
3 不在者投票管理者	1
(1) 不在者投票を管理する者	1
(2) 不在者投票管理者の主たる事務	1
(3) 不在者投票管理者の留意する事項	2
4 不在者投票をすることができる選挙人	2
5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の仕方	3
(1) 選挙人自ら請求する方法	3
(2) 病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はその代理人）が 選挙人に代わって請求する方法	3
6 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の仕方	3
(1) 選挙人が自ら請求した場合	3
(2) 病院長、老人ホームの長又は施設の長が選挙人にかわって請求 した場合	4
7 不在者投票ができる期間	4
8 投票記載所の設備	4
9 不在者投票の方法	4
(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと	4
(2) 不在者投票の手続き	5
10 投票立会人の立会い	6
11 不在者投票の送致	7
(1) 不在者投票用封筒(外封筒)の裏面に記載する事項	7
(2) 不在者投票の送致	7
12 不在者投票経費の請求	8
別 紙	
1 不在者投票用封筒(外封筒)記載上の注意事項	9
2 指定病院等における不在者投票の手続きの流れ	10

別記様式

1 不在者投票制度とは

選挙の当日、法律で定められた一定の事由に該当すると見込まれる選挙のために、投票日の前でも投票することができるという、例外的な投票制度です。

2 不在者投票指定施設とは

一定の要件を満たしており、不在者投票を行うことができる施設として、県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設及び原子爆弾被爆者養護ホームをいいます。

※ 指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設及び指定原子爆弾被爆者養護ホームについては、以下「指定病院等」といいます。

3 不在者投票管理者

(1) 不在者投票を管理する者

施設の種類	不在者投票管理者	不在者投票管理者の職務代理者
病院	病院長	病院長の職務を代理する医師
老人ホーム	ホームの長	長の職務を代理する者
その他の施設	施設の長	〃

(参考) 次の場合に職務代理者が不在者投票管理者としての事務を行うこととなります。(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)第55条第8項及び第9項)

- ① 不在者投票管理者に事故がある場合又は欠けた場合
- ② 不在者投票管理者が候補者となった場合又は外国人である場合

(2) 不在者投票管理者の主たる事務

- ① 不在者投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定をすること。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、次の不在者投票に係る事務全般を管理執行すること。
 - (ア) 選挙人から依頼があった場合において、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。(令第50条第4項)
 - (イ) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を、直ちに選挙人に渡すこと。(令第53条第4項)
 - (ウ) 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書(本人請求の場合に限る。)を点検すること。(令第58条第1項、第2項)
 - (エ) 選挙権を有する者を立会人に選び、不在者投票に立ち会わせること。(令第58条第3項)
 - (オ) 不在者投票の記載場所に必要な設備をすること。(令第58条第4項)
 - (カ) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。(令第58条第4項)
 - (キ) 投票の終わった不在者投票を送致すること。(令第60条第1項)

(注) 不在者投票管理者は、上記(ア)～(キ)の法律に定められた事項以外にも、不在者投票の投票を記載する場所を指定して、これを指定病院等内の見えやすい場所に公告（別記第9号様式）するとともに、その他適当な方法で選挙人に周知徹底を図る必要があります。

(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に十分注意し、公正かつ適切な事務処理をしてください。

- ① 不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をしてはいけません。（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第135条第2項）
つまり、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力をを利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力をを利用して選挙運動をすることは違反となります。
- ② 不在者投票は、投票日の前に選挙人にあらかじめ投票させる制度ですから、特にその取扱いは厳格にし、あらかじめ投票事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるよう事務分担を検討しておいてください。
- ③ 事務処理に当たっては、いたずらに過去の経験や慣例に頼らず、常に法規、実例、判例等を根拠として、的確に処理してください。
- ④ 投票事務は、正確さと迅速さが要求されるので、緊急な場合に対応できる事務処理ができるよう対策を講じておいてください。
- ⑤ 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等を第一義とし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を与えることのないよう配慮してください。
- ⑥ 施設内に特定の政党等の政治活動用ポスターが掲示されていることは、不在者投票の管理執行上から好ましくなく、選挙の公正を害するおそれがありますので、施設内に当該ポスターの掲示（掲示の許可）をしないでください。
- ⑦ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等が適用されるので、これらの罰則に触れることのないよう厳に注意してください。（不在者投票の違法な管理執行によっては、選挙が無効となることもあるので留意してください。）（法第255条）

4 不在者投票をすることができる選挙人

選挙人名簿に登録されている選挙人のうち、指定病院等に入院中又は入所中の方で、選挙の当日、不在者投票事由のいずれかに該当すると見込まれる場合に、不在者投票をすることができます。

上記の不在者投票をすることができる選挙人が、その属する投票区の区域内の指定病院等に入院又は入所中であるときは、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体障害、産褥にあるため投票日当日歩行が困難であること又は困難であることが予想されることが、指定病院等での不在者投票の条件となります。（法第49条第1項、

第2項、第3項等)

5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の仕方

(1) 選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院又は入所している方が、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する市区町村選挙管理委員会の委員長に対して、請求書〔別記第1号様式〕に必要事項を記載し、直接又は郵便で請求することができます。

なお、この請求をする場合、併せて指定病院等で投票する場合にはその旨を、又視覚障害のために点字投票をする場合にはその旨を、それぞれ申し立てなければなりません。(令第50条第1項、第2項、第3項)

(注) このように、選挙人自ら請求することもできますが、できるだけ病院長等を通じて行うように指導してください。

(2) 病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法

① 病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はその代理人）は、指定病院等に入院又は入所している方から投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の依頼があり、その方について不在者投票をする正当な事由があると認める場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選挙管理委員会の委員長に対して、文書で直接又は郵便により請求することになります。(令第50条第4項)

② 病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する場合には、必ず選挙人からの依頼書〔別記第3号様式〕を受け取っておいてください。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

③ 上記①により請求する場合は、請求書〔別記第2号様式〕及び投票者氏名等一覧表〔別記第7号様式〕を1枚提出してください。

④ 選挙期日の告示の日の前においても、投票用紙等の請求ができますので、早めに準備して提出してください。

6 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の仕方

選挙管理委員会の委員長から交付（郵送又は直接）された次の諸用紙を受け取った場合は、直ちに選挙人に渡してください。ただし、不在者投票管理者のもとで投票するまでは、候補者名を記入したり、不在者投票証明書の封筒を開披したりすることがないよう徹底してください。

(1) 選挙人が自ら請求した場合

- 投票用紙1枚
- 不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）各1枚
- 不在者投票証明書（不在者投票証明書用の封筒に入っています。）1枚

- (2) 病院長、老人ホームの長又は施設の長が選挙人に代わって請求した場合
- 投票用紙 1 枚
 - 不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）各 1 枚
 - 候補者氏名等一覧（手持ち用）

7 不在者投票ができる期間

選挙期日の告示日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までの、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。（法第 270 条、令 58 条第 1 項）

選挙期日に注意し、不在者投票の事務日程をあらかじめ決めて、選挙期日までに投票用紙等が選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会へ送致できるように注意してください。

選挙の種類	投票期間
衆議院議員選挙	11 日間
参議院議員選挙	16 日間
県知事選挙	16 日間
県議会議員選挙	8 日間
市 の 選 挙	6 日間
町の選挙	4 日間

(参考) 不在者投票期間…公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日まで

令和 7 年 12 月 21 日執行の竹原市長選挙の場合は、12 月 15 日（月）から 12 月 20 日（土）までの 6 日間です。

8 投票記載所の設備

- (1) 不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他の不正が行われないように相当の設備をしなければなりません。（令第 58 条第 4 項）
- (2) 投票記載所には、候補者の氏名を掲示することができません。選挙人から候補者の氏名を尋ねられることもあるので、記載台とは別の場所（受付等）に、候補者氏名等一覧（手持ち用）を備えるようにしてください。

9 不在者投票の方法

- (1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

① 投票用紙の点検

ア 選挙人自らが投票用紙等を請求した場合には、不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人本人であるかどうかを確認してください。（令第 58 条第 1 項）

イ 病院長、老人ホームの長又は施設の長（又は代理人）が、選挙人に代わっ

て投票用紙等を代理請求している場合は、その請求をした指定病院等の病院長等のもと以外では、不在者投票はできません。

ウ 提示された投票用紙に、既に候補者の氏名等が記載してある場合には、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせたうえ、所定の不在者投票を行わせてください。

② 不在者投票証明書の点検（選挙人自らが請求した場合のみ）

ア 選挙人から、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開かれていなかどうか点検してください。開かれているときは、選挙人が誤って開けたかどうかにかかわらず、投票させることはできません。（令第58条第2項）。

イ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄の記載とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときに限り、投票させることができます。

（2）不在者投票の手続き

① 選挙人が自ら投票する場合

ア 上記9(1)の手続きを済ませると、不在者投票管理者の管理する投票記載所において、選挙人自ら投票用紙に候補者一人の氏名を記載させ、これを不在者投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ、次に不在者投票用封筒（外封筒）に入れ封をさせて、その表面に署名させます。これを不在者投票管理者に提出させてください（令58条第1項及び第2項）。

イ 選挙人の署名漏れがないように注意してください。選挙人に代わって、他の者が選挙人の氏名を記載してはいけません（代理投票の場合を除きます。）。

ウ 点字投票があった場合の不在者投票用封筒（外封筒）の表面の署名は、不在者投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせてください。

② 代理投票を希望する選挙人がいる場合

代理投票とは、身体の障害又は字を書くことができないため、候補者の氏名等を自書できない方が、不在者投票管理者に申請し、代理の者が投票記載する制度をいいます。

《具体的な手続きは》

ア 不在者投票管理者は、立会人の意見を聞いて、選挙人の投票を補助すべき者二人を、補助者の承諾を得て定め、その一人に投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければなりません。

イ 不在者投票管理者は、候補者の氏名を記載した補助者に、記載した候補者の氏名を選挙人に読み聞かせたうえ、不在者投票用封筒（内封筒）に入れて

封をさせ、さらにこれを不在者投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、その表面に選挙人の氏名を記載させて、直ちに提出させてください。（令第58条第4項、第56条第3項）

ウ 受付においては、代理投票処理簿（別記第4号様式）に記載し、投票用紙等とともに名簿登録地の選挙管理委員会へ送付してください。

※ この代理投票の補助者二人は、投票事務の適正を期するために、不在者投票管理者又は立会人と兼ねることはできません。あらかじめ投票事務従事者の中から定めておき、事務に支障が生じることのないようにしてください。

③ 代理投票の仮投票をさせる場合

前記②の場合において、不在者投票管理者が、代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見を聞いて拒否することができます。しかし、代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることになります。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続きは、前記②の代理投票とほとんど同じですが、不在者投票用封筒（外封筒）の表面に選挙人の氏名を記載させるとともに、代理記載人欄に補助者（候補者氏名を記載した者）の氏名を記載させて提出させることになります。（令第56条第5項、第58条第4項）〔別紙1参照〕

④ ベッドの上で投票する場合

原則として、ベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理のもとで、立会人の立会がある限り、ベッドの上ですることができます。

この場合にも、投票の秘密保持に十分注意を払い、また、投票の取扱いを一層慎重にしなければなりません。ベッドのある室内に、候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されないように十分注意してください。

10 投票立会人の立会い

不在者投票管理者は、不在者投票を行う場合において、選挙権を有する者を投票立会人（最低一人）として選び、立ち会わせなければなりません。この投票立会人がなく行われた投票は、無効となります。

なお、投票立会人は、不在者投票管理者、投票事務従事者又は代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者と兼ねることはできません。

また、投票立会人は、投票監視から送致に至るまでのすべての手続きに立ち会ってください。

※ 投票立会人は選挙権を有することが要件となりますが、選挙人名簿に登録されていることは必要ありません。（令第56条第3項、第58条第3項）

※外部立会人について

平成25年に公職選挙法の一部が改正され、不在者投票管理者に、不在者投票の公正な実施に努めることが義務付けられました。その方法として、市町村の選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を不在者投票に立ち会わせることが挙げられます（別紙3参照）。

11 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取ったときは、次の処理を行ってください。（令第60条第1項）

(1) 不在者投票用封筒（外封筒）の裏面に記載する事項

- 投票年月日及び投票場所
- 不在者投票管理者（記名）
- 投票立会人（署名）

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、前記(1)の手続きが終わったときは、不在者投票送致書〔別記第5号様式〕に必要事項を記入し、〔別記第7号様式〕添付し、不在者投票用外封筒及び不在者投票証明書（選挙人自らが請求した場合に限る。）とともに、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名・押印し、直ちに選挙管理委員会の委員長に送致又は郵送してください。（令第60条第1項）代理投票があった場合は、「代理投票処理簿」も同封してください。

なお、不在者投票は、不在者投票管理者から選挙管理委員会の委員長を経て、指定投票区（第5区＝市役所1階会議室）の投票管理者に送致されますが、投票所を閉鎖する時刻（午後7時）までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的余裕を配慮のうえ送付してください。

（注）送付する前にもう一度確認してください。（別紙1参照）

- ① 不在者投票用封筒（外封筒）の表面
 - 選挙人の署名漏れがないこと。
- ② 不在者投票用封筒（外封筒）の裏面
 - 投票年月日及び投票場所の記載があること。
 - 不在者投票管理者の記名があること。（ゴム印可）
 - 投票立会人の署名があること。（必ず自書すること。ゴム印不可）

12 不在者投票経費の請求

不在者投票をした選挙人一人につき 1,236 円）が交付されます。

また、外部立会人を投票に立ち会わせたときは、その要する経費について、1 日につき 12,400 円（1 日のうちの一部の時間に従事した場合は、実際に従事した時間に応じた額）を上限として県から交付されます。今回の選挙では、竹原市に請求することになります。

（基準額一覧表）

立 会 時 間	基 準 額
1 時間以下	1,459 円
1 時間を超えて 2 時間以下	2,918 円
2 時間を超えて 3 時間以下	4,376 円
3 時間を超えて 4 時間以下	5,835 円
4 時間を超えて 5 時間以下	7,294 円
5 時間を超えて 6 時間以下	8,753 円
6 時間を超えて 7 時間以下	10,212 円
7 時間を超えて 8 時間 30 分（1 日）以下	12,400 円

※ 基準額には、謝金のほか旅費も含まれる。

提出書類	提出先（問い合わせ先）
不在者投票特別経費実績報告書（別記第 6 号様式） 不在者投票者氏名等一覧表（別記第 7 号様式） 口座振替依頼書（別記第 8 号様式） 領収書の写し（※） (※市区町が選定した外部立会人に係る経費を請求する場合。なお、領収書には、①領収明細（立会時間等）、②領収年月日及び③立会人の住所・氏名を必ず記載してください。)	〒725-8666 竹原市中央五丁目 6 番 28 号 竹原市選挙管理委員会事務局 電話 0846-22-7764

(別紙 1)

不在者投票用封筒（外封筒）記載上の注意事項

※ 記載例は、竹原市長選挙に用いる外封筒です。

[表 面]

令和 7 年 12 月 21 日執行 竹原市長選挙					
不 在 者 投 票 (外 封 筒)					
注意 投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。	氏 投 票 名 者				
	代理投票の仮投票における代理記載人氏名				
<table border="1"><tr><td>市 区 町 名</td></tr><tr><td>投票区名</td></tr><tr><td>選挙人名簿 登録番号</td></tr><tr><td>男・女</td></tr></table>		市 区 町 名	投票区名	選挙人名簿 登録番号	男・女
市 区 町 名					
投票区名					
選挙人名簿 登録番号					
男・女					

選挙人本人が署名する。代理投票の場合は、補助者 2 名のうち、投票用紙に候補者の氏名を記載した者が、選挙人の氏名を記入する。

代理投票の仮投票の場合に、補助者の氏名を記入する。

[裏 面]

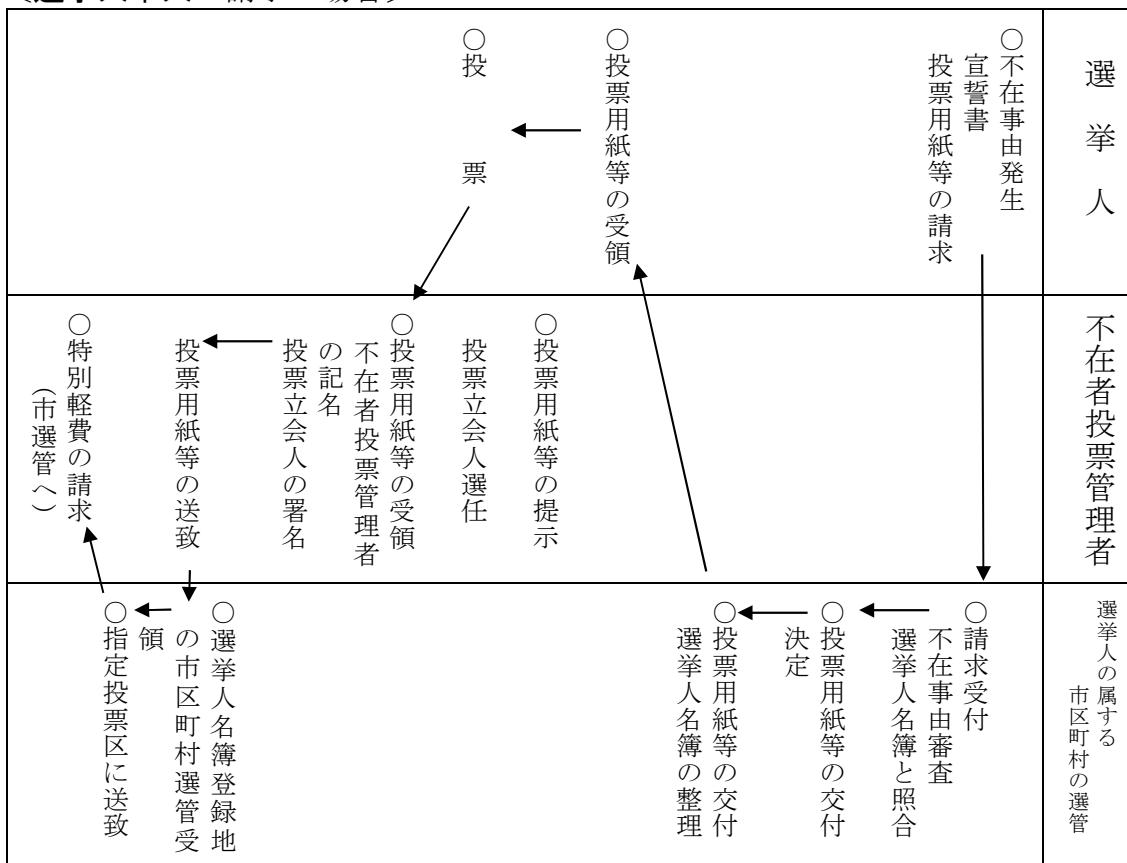
立会人 署 名	不在者投票管理者 (職氏名)	投票場所	投票年月日 令和 年 月 日
---------------	-------------------	------	----------------------------

①投票年月日、投票場所を記入する。
②不在者投票管理者を記名（ゴム印等の使用は可）する。

投票立会人本人が署名する（ゴム印等の使用は不可）。

指定病院等における不在者投票の手続きの流れ

〔選挙人本人の請求の場合〕



〔代理請求人の請求の場合〕

